

## 本日討議いただきたい事項

## I 業務範囲規制

1. 銀行（本体）等(1) 付随業務

銀行（本体）が、保有するリソースを活用して地方創生等に資する業務を営むことについて考える。銀行（本体）は、銀行業<sup>(注1)</sup>に付随する業務（以下「付随業務」という）を営むことが認められている。この付随業務の具体的内容は、銀行業そのものや、銀行業を取り巻く環境の変化により、変化し得るものであるとされている。例えば2019年の銀行法改正においては、近年のデジタル化の進展などを踏まえ、付随業務に保有情報の第三者提供業務が追加された。

（注1）「銀行業」とは、預金等の受入れと資金の貸付け等とを併せ行うこと、為替取引を行うこと、のいずれかを行う営業。

この銀行（本体）の付随業務に関し、以下の点をどう考えるか。

- ① 今日の社会経済の状況を踏まえれば、優越的地位の濫用や利益相反取引の防止の観点に留意することは前提とした上で、銀行（本体）や子会社・兄弟会社が、そのノウハウや人材、技術などのリソースを活用して地方創生等に資する業務を営むことについて、異論の声は少ないものと考えられる。

他方で、銀行・銀行グループには引き続き、財務健全性を維持し、金融仲介機能を安定的に提供していくことが求められている。この点、営む業務が預金者や金融システムの安定に及ぼし得るリスクは、兄弟会社、子会社、銀行（本体）の順に大きいと考えられ、従って銀行（本体）が自ら営む業務の範囲は、今後も引き続き限定的であるべきと考えられる。

以上を踏まえ、銀行（本体）の付随業務に、保有するリソースを活用した地方創生等に資する一定の業務を追加することとし、その範囲については、

- ・ 例えば、
  - 銀行（本体）が自行用に開発したソフトウェア／アプリケーションのうち、デジタル化などを通じて他の事業者の生産性向上などに資するものを提供する業務や、
  - 営業職員が地域における渉外業務の際に、併せて、高齢者などの日常生活の支援を行う業務（いわゆる「見守りサービス」）など、

・ その業務のために、その業務に係る需給次第で余剰となり得る能力を新たに獲得することを基本的に伴わないと考えられる業務であることを要件の1つとする、ことが考えられるが、どう考えるか。

② 銀行グループが、地方創生等に資する業務を（グループ全体として）シームレスに営むことを可能とする観点から、例えば地域の高度人材に関連した業務について、

・ 上記①を踏まえ、銀行（本体）については、（人材を直接雇用することとなる）人材派遣業務を営むことについて慎重に考え、従来通り人材紹介業務を営むことに止める一方、

・ 銀行の子会社や兄弟会社が、銀行業高度化等会社に係る「一定の種類の業務」<sup>(注2)</sup>として、地域の高度人材の派遣業務を営むことを認める<sup>(注3)</sup>、

という方向性について、どう考えるか。

(注2) 「銀行制度等ワーキング・グループ」(第2回)(2020年10月7日) **資料3**参照。

(注3) 他業リスクや優越的地位の濫用、利益相反取引のおそれに配慮し、人材派遣業務を無制限に認めるのではなく、必要に応じて一定の制限を設けることも考えられる。

③ 上記①を踏まえて銀行（本体）の付随業務に地方創生等に資する一定の業務を追加する場合、その業務が銀行（本体）に直接リスクを及ぼし得ることなどに鑑みれば、業務の外縁を明確にしておく必要があると考えられる。一方で、地域におけるニーズや銀行に求められる役割に変化が生じた場合には、可能な限り迅速に対応できるような制度的枠組みとしておくことも重要であると考えられる。

このため、仮に、追加する付随業務を法律に規定する場合には、下位規範またはガイドラインにおいてその外縁を明確化し、機動的・柔軟に拡充できる枠組みとすることが適当と考えられるが、どう考えるか。

## (2) 従属業務と共通・重複業務

人口減少による資金需要の継続的な減少や低金利環境の継続など、地域金融を取り巻く環境は厳しさを増している。こうした中、銀行・銀行グループが財務健全性の確保と金融仲介機能の発揮を両立し、地域に貢献していく上では、それぞれの経営判断の下で一層の合理化・効率化を図り、経営余力を捻出していくことが重要であると考えられる。

銀行・銀行グループの業務提携や資本提携は、今後さらに加速していくことが見込まれるところ、銀行の子会社・兄弟会社が営む従属業務や、銀行持株会社が営む共通・重複業務について、以下の点をどう考えるか。

### ① 従属業務

ア 現行制度上、複数の銀行グループに対してバックオフィス機能を提供する従属業務会社は、総収入の90%以上をそれらのグループから得ることとされている（収入依存度規制）。この数値基準は、2の銀行グループが、専らそれらのグループにバックオフィス機能を提供する従属業務会社を共同で新設することを念頭に設定されたものであり、2006年以降見直しがなされていない。

今日において、この 90%以上という数値基準が、銀行・銀行グループの業務提携や資本提携を通じたバックオフィス機能の合理化・効率化を阻害することがないよう、一般の従属業務会社に係る原則 50%以上という基準と同程度にまで緩和することについて、どう考えるか。

イ 銀行・銀行グループが業務提携や資本提携を進める中で、例えば合同で金融関連業務会社を設立し、それぞれの関連法人等とすることもあり得ると考えられる。こうしたことを踏まえ、現在は（銀行の）子会社・兄弟会社までを「グループ」として捉えている収入依存度規制について、これを関連法人等までとする<sup>(注4)</sup> ことについて、どう考えるか。

(注4) 銀行の子会社・兄弟会社業務範囲規制の趣旨が、監督指針において、関連法人等にまで及ぼされていることと整合的である。

## ② 共通・重複業務

ウ 現行制度上、グループの頂点に位置する銀行持株会社は、グループ会社の経営管理に加えて、予め認可を受けることで、グループ各社に共通・重複する業務を営むことが認められている。

共通・重複業務は多岐にわたるが、少なくとも、福利厚生に関する業務や事務用物品の購入・管理業務などを営む場合については、事前の認可にかからしめる必要はないと考えられる。こうしたことなど、銀行持株会社の共通・重複業務に係る規制の合理化を図ることについて、どう考えるか。

## 2. 外国子会社・外国兄弟会社

外国業務にリソースを投じ、「海外で稼ぐ力」を強化する銀行・銀行グループも存在する。銀行・銀行グループが適切なガバナンスやリスク管理の下で営む外国業務は、他の先進国や新興市場国・開発途上国の成長の果実を還流するという点において日本国内に利益をもたらすものであり、基本的には歓迎すべきものと考えられる。

こうした考え方の下、外国子会社や外国兄弟会社の業務範囲に関し、以下の点をどう考えるか。

(1) 銀行法は、銀行が、銀行業や保険業を営む外国の会社（以下「外国金融機関」という）を子会社・兄弟会社とすることを認めている。ここでいう外国金融機関とは、現地法令に準拠して設立され、現地当局の監督下にある金融機関のことであり、例えば日本においては銀行に認められていない業務を併せ営む外国銀行も、その範囲に含まれ得る。

現行制度上、銀行・銀行グループが買収した外国金融機関が保有する外国会社については、業務範囲規制の適用が買収後 5 年間に限り猶予されることとされている。また、現地における競争上の理由などにより必要があると認められる場合には、金融庁の承認の下で、猶予期間の延長を認める枠組みが設けられている。

これについて、銀行・銀行グループによる一層円滑な国際業務展開に資する観点から、当初猶予期間を5年間から10年間に延長することが考えられるが、どう考えるか。

- (2) 金融業務の代理・媒介からリース業に至るまで幅広い業務が含まれる金融関連業務については、銀行業などと比較して規制・監督が国際的に収斂しておらず、銀行法は、（外国銀行などの場合とは異なり、）日本国内の金融関連業務会社に許容される業務範囲に適合しない限り、外国の金融関連業務会社を買収することを認めていない。

こうした中、銀行・銀行グループによる一層円滑な国際業務展開に資する観点から、リース業などを営む外国の会社については、一定の条件の下で、買収後10年間に限り業務範囲規制の適用を猶予することが考えられるが、どう考えるか。

また、この場合についても、現地における競争上の理由などにより必要があると認められる場合には、金融庁の承認の下で、猶予期間の延長を認める枠組みを設けることが考えられるが、どう考えるか。

## II 銀行主要株主規制

### 1. 一般事業会社によるこれまでの銀行業参入・経営と銀行主要株主規制

2000年代初頭、インターネットの普及や人々のライフスタイルの変化などを背景として、一般事業会社による銀行業参入に向けた動きが本格化していると指摘されていた。当時、こうした動きは、利用者への優れたサービスの提供や決済コストの低下によるeコマースの促進、さらには金融業の活性化につながるものとして、基本的に歓迎すべきものとされた。一方で、銀行の経営に影響力を及ぼし得る者が、不当にその影響力を行使することを防止することなどを目的として、2001年に銀行主要株主規制が創設された<sup>(注5)</sup>。

（注5）金融審議会第一部会報告「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」（2000年12月）。

それから約20年の間に、一般事業会社による銀行業参入が進展した。例えば、いわゆるコンビニATMの普及により銀行口座の引出し・預入れなどの利便が格段に向上したり、実店舗を有しない一方で手数料水準が相対的に低い銀行が登場するなど、一般事業会社が保有する銀行は、利用者に相応の便益をもたらしてきたと考えられる。また、実態として事業性融資は広くは取り扱っていないなど、提供している銀行機能は限定的であり、一般事業会社が保有する銀行が、少なくとも現在までの間に、それら以外の伝統的な銀行にはないかたちで課題を顕在化させたとは言い難い。

こうしたことなどを踏まえれば、現在銀行を保有している一般事業会社について、現時点において、銀行主要株主としての追加的な規制を課す必要は必ずしもないと考えられるが、どう考えるか。

## 2. 銀行主要株主規制に関する今後の留意点

銀行主要株主規制が創設されてから今日までの間、情報通信技術のさらなる進展などを背景に、社会経済は大きく変化した。例えば1990年代は、企業の時価総額について、世界の上位20社の一角を日本の銀行が占めることもあった。一方で直近では、いわゆるビッグ・テックなどのテクノロジー企業の躍進が見られる。この約20年間に、制度創設当時とは異なる経済主体が影響力を有するようになったとも考えられる。

例えばいわゆるデジタルプラットフォームは、今日の経済社会の活力の向上や持続的発展にとって重要であると考えられる一方、決済方法や手数料などについて自社や関連会社を優遇しているとの懸念も指摘されている。2020年5月には、こうしたことを背景に、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」が成立した。

以上のことなどを踏まえ、以下の点について、どう考えるか。

- (1) 仮に、将来的に、デジタルプラットフォームを含む影響力の大きな経済主体が銀行を保有し、銀行業に係る優越的地位をも利用することで、経済社会において自社や関連会社に不当に優位な立場で取引等を行う可能性を考えたとき、銀行主要株主規制に関して留意すべき点について、どう考えるか。
- (2) デジタルプラットフォームは、その特性から、提供するサービスが短期間で大規模に普及（マス・アダプション）し得ることが指摘されている。仮に、将来的に、単一のデジタルプラットフォームが保有する銀行が、短期間で日本における銀行機能の多くを担うこととなる可能性を考えたとき、金融仲介機能や金融システムに与え得る影響に鑑みて、銀行主要株主規制に関して留意すべき点について、どう考えるか。

## 3. 規制のイコールフットィングの観点からの課題への対応

現行制度上、いわゆる事業親会社が保有する銀行については、兄弟会社業務範囲規制が課されず、兄弟会社は自由に「他業」を営むことができる。他方、銀行持株会社を頂点とするグループ（以下「銀行グループ」という）については、銀行の兄弟会社を含めたグループ全体に業務範囲規制が課されることとなる。こうした差異をめぐり、規制のイコールフットィングの観点から課題を指摘する声もある。

これに関して、以下の点を踏まえれば、現時点において制度的な対応を行う必要は必ずしもないと考えられるが、今後は上記2.の点に留意し、必要に応じて随時対応を検討していくという考え方について、どう考えるか。

- ・ 事業親会社が保有する銀行については、上記1.の点に留意する必要がある。
- ・ 銀行グループの業務範囲規制については、社会経済の変化を踏まえ、これまでも累次にわたり必要な緩和を行ってきた。結果、現在では、認可を受けることなどを条件に、銀行グループが従来「他業」と整理されてきた業務を営むことも可能となっている。なお、銀行グループが制約なく「他業」を営めるようにすることについては、今日においても慎重な意見が根強いと考えられる。

また、銀行グループについては、銀行を保有する一般事業会社グループと比較して充実したセーフティネットが整備されている点にも留意する必要がある。具体的には、銀行グループについては、金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認められるときに行われる「秩序ある処理」において、グループを一体としてセーフティネットの枠組みで処理することもあり得るとされている。

## **[再掲] 機能別・横断的な将来の金融規制体系を見据えた留意点について**

金融審議会の金融制度スタディ・グループが2018年6月にとりまとめた「中間整理」は、金融サービスと非金融サービスとの間の境界が曖昧になる中、業務範囲規制をはじめとする銀行・銀行グループに係る既存の重厚な規制群について、機能別・横断的な金融規制体系の考え方に照らして過剰となっている部分があれば適切に改めていく必要性を指摘している。

今回の見直しを行うにあたり、将来の金融規制体系を見据えて留意すべき点について、どう考えるか。

(以 上)